

「ひめの凜」ロゴマーク等使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、愛媛県に商標権及び著作権が帰属する「ひめの凜」ロゴマーク及び認定マーク（以下「ロゴマーク等」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（使用許可及び管理を行う機関）

第2条 ロゴマーク等の使用許可及び管理は、愛媛県が行う。

（使用範囲）

第3条 ロゴマーク等は、次の場合に使用できるものとする。

- （1）「ひめの凜」栽培者認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）第5条（3）の規定で別に定める「ひめの凜」プレミアムクオリティ基準及び「ひめの凜」集荷・仕分け及び販売に関するガイドラインを満たした「ひめの凜」の販売のため、米袋に使用するとき。
- （2）「ひめの凜」の加工品（別表）等の販売のため、商品パッケージに使用するとき。
- （3）その他、「ひめの凜」の認知度向上等のため商品パッケージ以外に使用するとき。

（表示）

第4条 前条の規定によるロゴマーク等の表示は、別に定める「ひめの凜」ロゴマニュアル（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。

（使用の申請）

第5条 第3条の目的でロゴマーク等を使用しようとする者は、使用開始の21日前までに愛媛県農林水産部長（以下「農林水産部長」という。）に「ひめの凜」ロゴマーク等使用申請書（別記様式1号）を提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、手続きを省略することができる。

- （1）要綱に基づき認定された生産者が第3条の目的でロゴマーク等を使用するとき。
- （2）国及び地方公共団体が公用または公共用に使用するとき。
- （3）報道機関がロゴマーク等を報道の目的で使用するとき。
- （4）農業協同組合、米卸事業者、米小売事業者等がパンフレット、広告等（商品の容器及び包装を除く）に使用する場合で、「ひめの凜」の生産、流通または消費拡大効果が期待できるとき。
- （5）その他、農林水産部長が必要と認めたとき。

3 前項の規定によるロゴマーク等の使用については、第6条第1項各号いずれにも該当しないものであること。

（使用の許可）

第6条 農林水産部長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる審査基

準に基づきその内容を審査し、いずれにも該当しない場合は「ひめの凜」ロゴマーク等使用許可書（別記様式2号）（以下「許可書」という。）により使用を許可するものとする。

- (1) マニュアルに合致していないと認められるとき。
- (2) 「ひめの凜」の信用やイメージを害するものと認められるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき。
- (4) 宗教的行事、政治活動等に使用される恐れがあると認められるとき。
- (5) その他、農林水産部長がロゴマーク等の使用について適当でないと認めるとき。

2 前項の審査基準に該当する場合は、「ひめの凜」ロゴマーク等使用不許可通知書（別記様式3号）により通知する。

3 農林水産部長は、第1項によりデザイン等の使用の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たり、必要と認める場合は条件を付することができる。

（使用許可の期間）

第7条 ロゴマーク等の使用許可の期間は、使用を許可した日の属する年を含めて4年目の8月末日までとする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続きロゴマーク等を使用しようとするときは、改めて第5条の申請を行い、前条の許可を受けなければならない。

（使用上の遵守事項）

第8条 第5条第1項に基づきロゴマーク等の使用許可を受けた者（以下「ロゴマーク等使用者」という。）及び第5条第2項各号によりロゴマーク等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマーク等使用者においては、使用許可を受けた目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 第5条第2項各号により使用する場合は、その目的以外には使用しないこと。
- (3) 関係法令を遵守すること。
- (4) ロゴマーク等の使用に関する事故、苦情等については、誠意をもって必要な措置を講じること。
- (5) 第三者が商標権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、ただちに愛媛県に報告すること。

2 農林水産部長は、必要に応じ、ロゴマーク等の使用状況等について報告を求め、また、ロゴマーク等を使用した商品及びその他資料の提出を求めることができるものとする。

3 ロゴマーク等の使用に当たり、故意又は過失により愛媛県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を愛媛県に賠償すること。

（使用許可の変更）

第9条 ロゴマーク等使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生じるときは、「ひめの凜」ロゴマーク等使用許可変更申請書（別記様式4号）に必要な書類を添えて農林水産部長に提出し、改めて変更後の許可を受けなければならない。

(使用の中止)

第 10 条 ロゴマーク等使用者は、ロゴマーク等を使用する必要がなくなったときは、「ひめの凧」ロゴマーク等使用中止届(別記様式 5 号)に許可書(変更があったときは、変更後のもの)を添えて農林水産部長に届け出なければならない。

(使用許可の取消等)

第 11 条 愛媛県は、ロゴマーク等使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 第 4 条、第 8 条第 1 項各号及び第 9 条に違反したとき。
- (2) 第 6 条第 1 項に定める使用許可の審査基準のいずれかに該当するに至ったとき
- (3) その他「ひめの凧」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 愛媛県は、第 5 条第 2 項によりロゴマーク等の使用を認めている者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の中止を求めることができるものとする。

- (1) 第 4 条及び第 8 条第 1 項各号に違反したとき。
- (2) 第 6 条第 1 項に定める使用許可の審査基準のいずれかに該当するに至ったとき
- (3) その他「ひめの凧」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。

3 第 1 項により使用許可が取り消された場合または前項により中止を求められた場合は、すみやかに商品等の回収、販売の停止、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。また、その措置により、ロゴマーク等使用者に損害が生じても、愛媛県は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(責任の制限)

第 12 条 ロゴマーク等使用者及び第 5 条第 2 項によりロゴマーク等の使用を認めている者が、ロゴマーク等の使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合においても、愛媛県は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(使用料)

第 13 条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(権利譲渡の禁止)

第 14 条 ロゴマーク等使用者は、使用許可の権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することができない。

(補則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、愛媛県が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 6 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 7 月 10 日から施行する。令和 6 年産以前の「ひめの凜」については、なお従前の例による。

この規程は、令和 7 年 7 月 23 日から施行する。令和 6 年産以前の「ひめの凜」については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

愛媛県が商標権を有する指定商品・役務及びその区分

【ロゴマーク】

第3類	せっけん類、化粧品、香料、歯磨き
第29類	豆乳、豆腐、納豆、カレー・シチュー又はスープのもと、お茶漬けのり、ふりかけ、なめ物、食用油脂、乳製品
第30類	茶、菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、みそ、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、穀物の加工品、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ、即席菓子のもと、食用酒かす、米、食用粉類、調味料、こうじ
第31類	米ぬか
第32類	ビール、清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、乳清飲料
第33類	泡盛、合成清酒、焼酎、白酒、直し、みりん、洋酒、果実酒、酎ハイ、中国酒、薬味酒、清酒

【認定マーク】

第30類	茶、菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、みそ、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、穀物の加工品、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ、即席菓子のもと、食用酒かす、米、食用粉類、調味料、こうじ
------	--

別記様式 1 号

「ひめの凜」ロゴマーク等使用申請書

年 月 日

愛媛県農林水産部長 様

申請者 住 所
団体名
代表者氏名

「ひめの凜」ロゴマーク等使用規程第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。
なお、使用にあたっては、「ひめの凜」ロゴマーク等使用規程を遵守することを誓約します。

記

1 申請者（法人、団体）の概要

2 使用目的

3 使用する形態

※使用する資材、商品等の見本（実物又は写真、図案等）を添付すること。

4 使用数量

5 「ひめの凜」の仕入先（予定含む）

仕入先の名称	住所	仕入数量

6 連絡先

※部署名、担当者名、電話番号、メールアドレス

7 その他特記事項

(記入例)

別記様式 1 号

「ひめの凜」ロゴマーク等使用申請書

令和〇年〇月〇日

愛媛県農林水産部長 様

申請者 住 所 愛媛県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
団体名 〇〇〇〇〇株式会社
代表者氏名 代表取締役 愛媛 太郎

「ひめの凜」ロゴマーク等使用規程第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。
なお、使用にあたっては、「ひめの凜」ロゴマーク等使用規程を遵守することを誓約
します。

記

1 申請者（法人、団体）の概要

米穀販売事業者

2 使用目的

米の販売／ひめの凜を使用した商品パッケージに使用 等

3 使用する形態

米袋（5 kg） ※デザインは別紙のとおり

4 使用数量

年間 2,000 袋

5 「ひめの凜」の仕入先（予定含む）

仕入先の名称	住所	仕入数量
(株)〇〇〇〇〇	愛媛県〇〇市〇〇町〇-〇-〇	年間〇トン

6 連絡先

〇〇部〇〇課 愛媛二郎
連絡先:000-0000-0000、メール:*****@****.***

7 その他特記事項

別記様式 2 号

「ひめの凜」ロゴマーク等使用許可書

年 月 日

様

愛媛県農林水産部長

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり使用を許可します。

なお、使用にあたっては、「ひめの凜」ロゴマーク等使用規程を遵守してください。

記

- 1 申請者
- 2 使用許可番号
- 3 使用許可期間
- 4 使用目的
- 5 使用する形態
- 6 使用数量
- 7 その他特記事項

別記様式3号

「ひめの凜」ロゴマーク等使用不許可通知書

年 月 日

様

愛媛県農林水産部長

年 月 日付けで申請のあった「ひめの凜」ロゴマーク等使用申請について、
下記の理由により不許可としたので通知します。

記

不許可の理由

別記様式4号

「ひめの凜」ロゴマーク等使用許可変更申請書

年 月 日

愛媛県農林水産部長 様

申請者 住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で使用許可を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、「ひめの凜」ロゴマーク等使用規程第9条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

1 使用許可番号

2 使用許可商品等

3 変更する事項

※使用許可書及び変更後の商品等の見本（実物または写真、図案等）を添付すること。

4 変更の理由

6 連絡先

※部署名、担当者名、電話番号、メールアドレス

7 備考

別記様式 5 号

「ひめの凜」ロゴマーク等使用中止届

年 月 日

愛媛県農林水産部長 様

申請者 住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で許可を受けたロゴマークの使用を中止するので、「ひめの凜」ロゴマーク等使用規程第 10 条に基づき、許可書を添えて届け出します。

記

- 1 使用許可番号
- 2 使用許可商品等
- 3 使用中止の理由
- 4 備考